

<商品説明書>

住宅リバースローン

(2019年1月4日現在)

1. 商品名(愛称)	住宅リバースローン
2. ご利用いただける方	以下の条件を全て満たすお客さま ①お申込時の年齢が満60歳以上満79歳以下の方(債務者・連帯債務者ともに) ※ただし、お借入時の年齢は満79歳以下 ②安定した継続的な収入のある方(年金収入を含みます) ③ご本人名義のご自宅にお住まいの方 ④夫婦2人暮らし、または1人暮らしの方 ※同居する配偶者の方は連帯債務者となっていただきます。 ⑤お取扱店の営業区域内にお住まいの方 ⑥住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方 ※お申込時に当行のカウンセリングを受けていただきます。
3. お使いみち	①ご自宅の建設・購入(中古住宅を含みます)資金 ②お子さま世帯の住宅取得資金 ③ご自宅のリフォーム資金 ④サービス付高齢者住宅の入居一時金 ⑤住宅ローンの借換え資金
4. ご融資金額	100万円以上、かつ下記の①～④のすべてを満たす金額(1万円単位) ①ご自宅の建設や購入、お借換資金の場合は5,000万円以内、リフォーム資金、入居一時金の場合は1,500万円以内 ②ご自宅の建設や購入、入居一時金の所要資金、またはリフォーム工事費用の100%相当額 ③借換え対象ローンの残高以内 ※ただし、リフォームローン資金のお借換の場合は借換え対象ローンの残高以内かつ1,500万円以内 ④ご自宅の評価額の60%以内
5. ご融資期間	・終身 ※お借入人がお亡くなりになった日(連帯債務者がいる場合は全員がお亡くなりになった日) ※相続人等への債務継承はできません。
6. ご融資利率	変動金利 ①変動金利は当行の新長期プライムレートを基準にして決定されます。 ②金利の見直しは毎年4月1日と10月1日に行い、それぞれ翌々月(6月・12月)の約定返済日の翌日より新利率を適用いたします。 ※金利については窓口でお問い合わせください。

次の頁に続きます。

7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金は期日一括返済です。 ・ご融資期間中は毎月お利息をお支払いいただきます。 ・毎月16日(休日の場合は翌営業日)に、ご返済用の普通預金口座から自動引き落としいたします。 															
8. 担保	ご自宅に対して当行を第1順位とする抵当権を設定させていただきます。担保となる建物には、火災保険を付けていただきます。なお、保険金請求権に対して当行を質権者とする質権を設定させていただく場合があります。															
9. 団体信用生命保険	ご加入いただけません。															
10. 保証人	住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保する(保険料は当行が負担いたします)ため、連帯保証人は不要です。															
11. ローン事務取扱手数料	1件につき108,000円(消費税込)															
12. その他の手数料	<p><繰上返済手数料等></p> <table border="1"> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td></td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td></td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借入後10年超</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>条件変更</td> <td></td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引落口座変更</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>※手数料には消費税を含みます。</p>	一部繰上返済		32,400円	全額繰上返済		32,400円		借入後10年超	無料	条件変更		32,400円		引落口座変更	無料
一部繰上返済		32,400円														
全額繰上返済		32,400円														
	借入後10年超	無料														
条件変更		32,400円														
	引落口座変更	無料														
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回当行よりお借入人へ安否確認の連絡をさせていただきます。 ・お借入人全員がお亡くなりになられた時は、ご相続人さまに自己資金で当行に元利金の一括返済をしていただきます。ご相続人さまに元利金の一括返済をいただけない場合等は、当行は住宅金融支援機構の保険金を受領し、元金の返済に充当いたします。住宅金融支援機構は担保物件の売却により元利金を回収させていただきますが、担保物件の売却額が元利金の残高に満たない場合でも、残る金額についてご相続人さまに請求いたしません。(ご相続人さまにも負担の少ない仕組みです) ・お借入後、お客さまのご依頼によりご返済条件を変更される場合は、その都度、手数料が必要になります。 ・ご利用にあたっては当行所定の審査がございます。審査の結果ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 															
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>															